

地方公共団体における個人番号を活用した 情報連携のあり方

個人番号の利活用が想定される独自利用事務（概要）

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」）においては、同法別表に掲げる事務のほか、社会保障・地方税・防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に個人番号を利用することができるとされており、どのような利活用が想定されるのか検討する必要がある。

1. 想定される事務類型

地方公共団体における独自利用事務として想定されるものとしては以下の類型が考えられる。

①個人番号等を活用して情報共有を図ることで、より有効な対応が可能となる事務

→ 番号制度導入を機に整備される団体内統合宛名システムを有効活用することなどによる個人番号、団体内統合宛名番号（以下「宛名番号」と記載）による庁内連携体制の構築。

【例】・児童虐待・居所不明児童等への対応

情報連携がより容易になることで、従来縦割りで各セクションで保有していた情報の共有が図られ、状況等を的確に把握できる。

・総合窓口

宛名システムが統合されることにより、団体内統合宛名システムと直接結びつく受付窓口を一元化した総合窓口の導入がより容易になる。

②法令に基づき実施する行政サービスに上乘せ・横出し等で、実施されている地方単独事務

→ 番号法別表に定める事務において事務の簡素化、住民負担の軽減が図られても、上乘せ・横出し等で実施されている地方単独事務などについて、従来どおりの手続が残るとすれば行政・住民双方にとっての番号制度導入による効果は限定的。

独自利用に向けた対応（制度面）

2. 実施のために必要な措置

（制度面）

①利用条例（番号法第9条第2項）

地方公共団体が番号法別表第1に記載されていない独自の行政サービスとして実施されている事務（独自利用事務）において、個人番号を利用するためには、条例を制定する必要がある。

また、独自利用事務について、庁内部局間（税担当部局と福祉担当部局など）で特定個人情報の授受を行う場合、その旨を条例で制定する必要がある。

※個人番号を利用せず、宛名番号を利用する場合であっても、各団体が定める個人情報保護条例に基づき、適切な措置を講ずる必要がある。

②庁内他機関との連携条例（番号法第19条第9号）

独自利用事務で庁内他機関（市長部局と教育委員会など）と特定個人情報の授受を行う場合、その旨を条例で定める必要がある。

③特定個人情報保護委員会規則（番号法第19条第14号／庁外連携）

独自利用事務で庁外機関（他市町村など）との間の特定個人情報の授受を行う場合、事前に特定個人情報保護委員会規則の制定が必要である。

④住基ネット利用条例（整備法による改正後住民基本台帳法第30条の13）

独自利用事務において申請内容の確認など住登外住民の4情報を取得する必要があるときは、住基ネット利用条例を定める必要がある。

※情報を提供する側が条例を定める必要があるため、必要性の高い事務については、全国47都道府県で条例制定を行う必要があるのではないかと。

独自利用に向けた対応（システム面）

（システム面）

①各種既存業務システム間の連携と宛名システムの活用

宛名番号を活用した庁内連携を円滑に実施するために、各種既存システム間の接続や宛名システムの活用について検討を行う必要がある。

※ 宛名番号を用いての庁内連携と個人番号を用いての庁内連携の2つの連携方式が想定される。

※ 個人番号を用いて情報共有を行う場合には、個人番号や本人確認情報の利用について制度面での整理（各利用条例における位置づけ）、システム面での対応（事務によっては個人番号等を参照できないようにするなどのアクセス制限）を検討する必要がある。

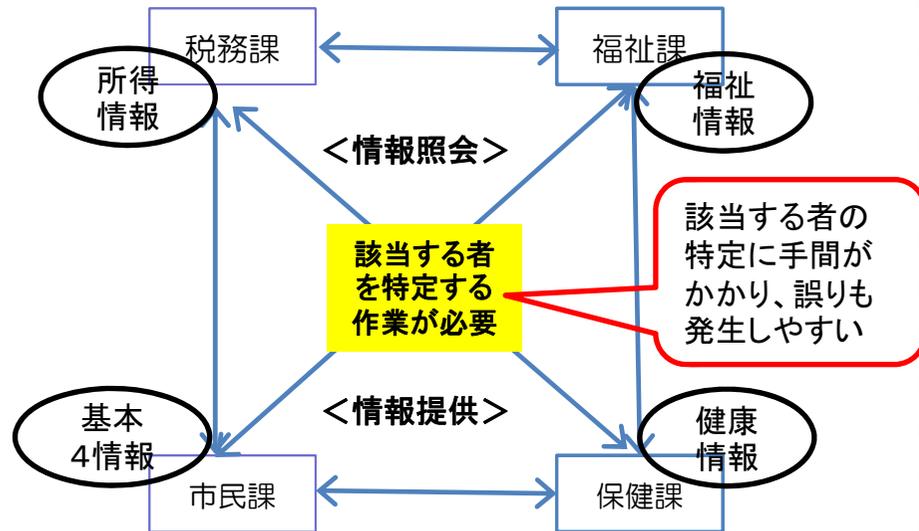
②中間サーバー、情報提供ネットワークシステムとの連携

独自利用事務について、庁外機関との連携を行う場合には、中間サーバー、情報提供ネットワークシステムを利用して特定個人情報の接受を行うことも想定される。その際には、連携可能な特定個人情報の整理、システム面での対応が必要な場合にはその対応について各開発主体との調整が必要。

1 庁内連携体制の構築（概要）

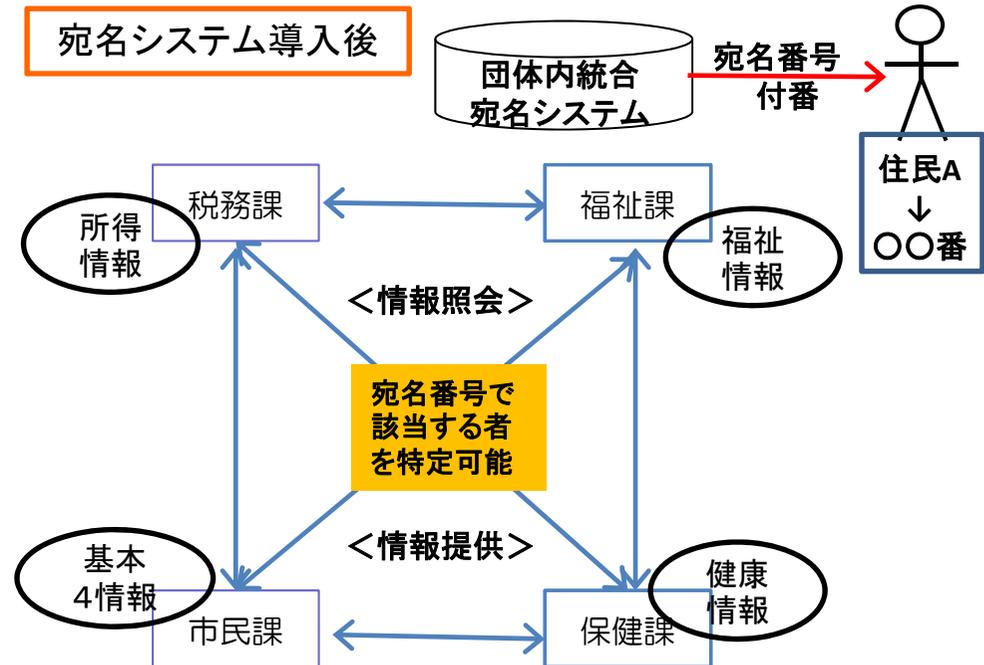
①宛名番号（個人番号）による庁内連携体制の構築

現状



他課の保有情報を取得したい場合、
 ①求める情報を保有する課に対して、該当する者を識別する情報及び求める情報の種類等を伝達し、情報照会を行う
 ②情報照会を受けた課は、該当者を特定した上で、求められている情報を抽出し、情報照会元へ情報提供する

宛名システム導入後



他課の保有情報を取得したい場合、
 ①該当する者の宛名番号(個人番号)を、求める情報を保有する課へ伝達し、情報照会を行う
 ②情報照会を受けた課は、宛名番号(個人番号)で紐付けられた該当者の求められている情報を要求課へ提供する
 ※個人番号で情報連携を行う場合、番号利用条例の制定が必要

宛名番号(個人番号)を活用して庁内情報連携を行うことで、①情報照会・提供のレスポンスの短縮、②情報照会・提供に係る事務負担の軽減、③庁内での情報共有が容易になることによる迅速な課題発見及び適切な対応が図られ、効率的な情報連携の実現が期待される。

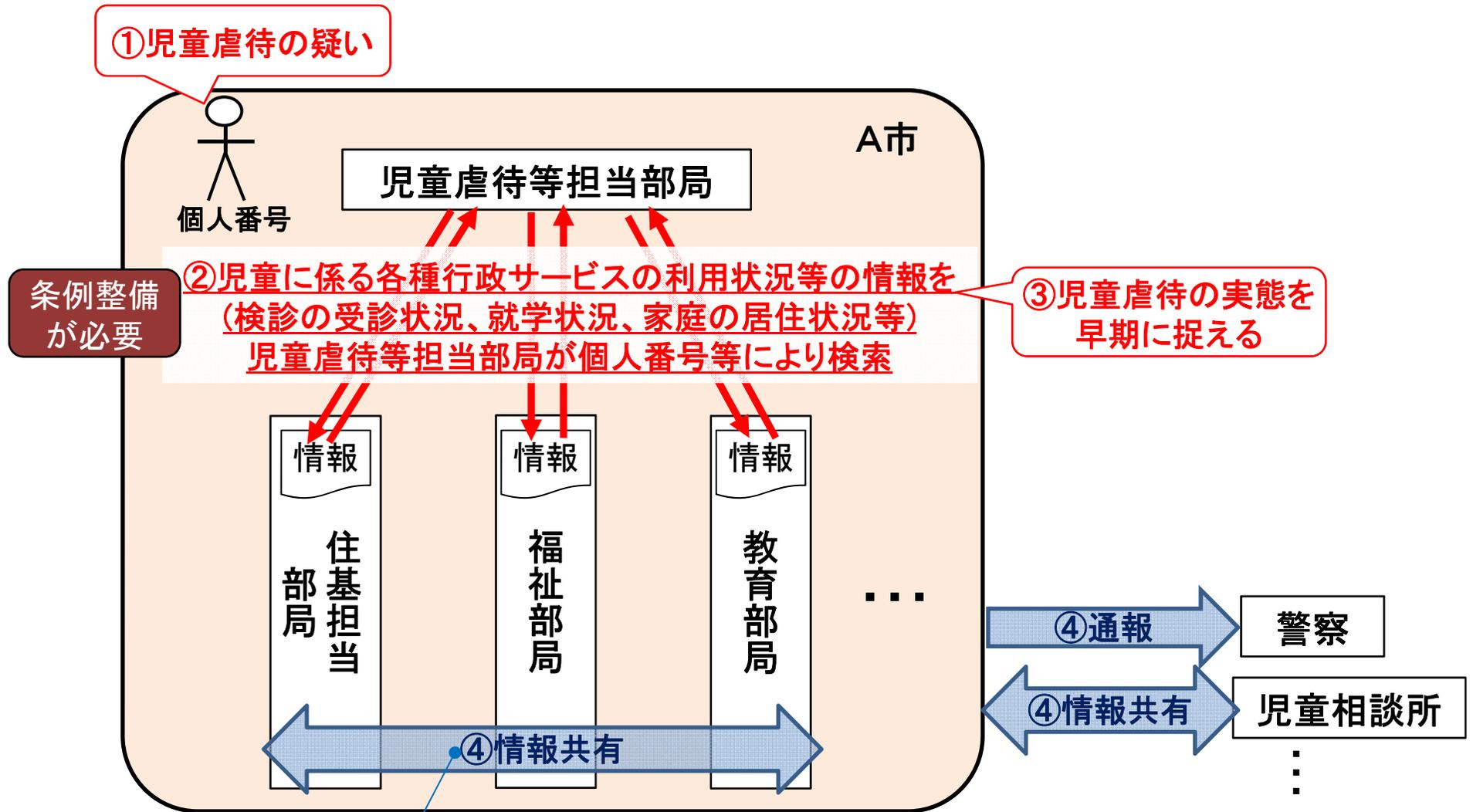
これまで庁内宛名システムの整備が遅れていた団体(都道府県を含む)においても団体内統合宛名システムの整備等を機により容易に庁内連携体制の構築が可能。

1 庁内連携体制の構築（具体的な活用事例①）

○児童の虐待、居所不明に関する対応案のイメージ

◆庁内での情報共有

◆児童虐待の実態の早期発見



(現状)住基担当部局と関係部局との密接な連携を要請

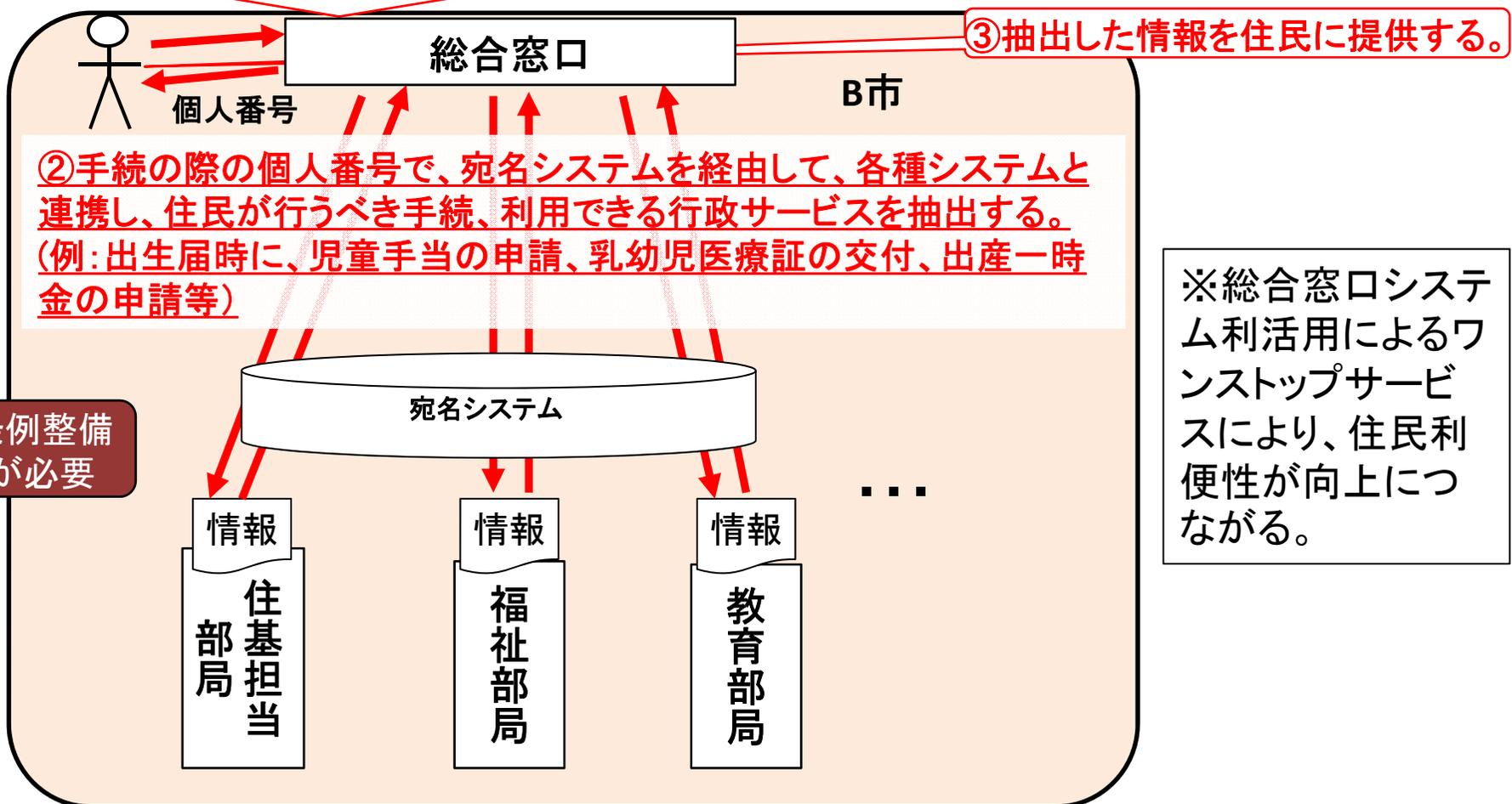
→更なる徹底を要請

1 市内連携体制の構築（具体的な活用事例②）

○総合窓口サービス（※これまで市内宛名システムの整備が遅れていた団体においても、統合宛名システムが導入されることにより、団体内統合宛名システムと直接結びつく受付窓口を一元化した総合窓口の導入がより容易になる。）

- ◆必要な届出手続や利用可能な行政サービスを漏れなく住民に伝え、未届を防止
- ◆事務手続に要する時間の短縮効果

①出生・引越・婚姻・就職・入学等のライフイベント時に住民が手続を行う。



1 庁内連携体制の構築（整理すべき課題）

①各地方公共団体のシステム構成の実態に即した類型化

各地方公共団体によりシステム構成は様々であり、各システムごとにどのような構成で庁内連携体制の構築を図ることができるのか整理が必要。

②連携する情報の範囲

個人番号や宛名番号により各事務間で情報連携を図ることとした場合、事務ごとに取り扱う情報の範囲について検討が必要。利用する事務ごとに必要とする情報の範囲は異なるため、連携する情報の範囲を限定したり、事務によって参照範囲を制限するなどのアクセス制限が必要。特に特定個人情報の取扱いには留意が必要。

③個人番号や住基ネットの本人確認情報の取り扱い

個人番号や住基ネットで保有する本人確認情報を庁内連携にあたり活用する場合には、これらの情報が番号法や住民基本台帳法の規制の対象となる情報であるため、利用条例の制定など制度上の位置づけが必要。

2 独自利用事務（想定事務一覧①）

②法令に基づき実施する行政サービスに上乘せ・横出し等で、全国的に実施されている地方単独事務

○番号法別表に定める事務において事務の簡素化、住民負担の軽減が図られても、上乘せ・横出し等で実施されている地方単独事務などについて、従来同様の手続が残るとすれば行政・住民双方にとっての番号制度導入による効果は限定的となるおそれ。

○番号制度による効果を最大限発揮するためにも、少なくともこういった事務については、番号法施行による別表事務と併せて独自利用事務として個人番号の利用や情報連携を検討していく必要があるのではないか。

【参考】想定される独自利用事務としては以下のものが考えられる。（上乘せ・横出しで実施されている事務以外のものを含む。）

◆各地方公共団体における独自利用条例事務の検討状況

※「平成26年度中に条例制定(改正)予定の番号法第9条第2項に基づく個人番号利用事務(例)」
（内閣官房社会保障改革担当室、特定個人情報保護委員会が実施した都道府県及び市区町村等への照会の結果の概要）

執行機関名	具体的な事務内容	提供を求める情報			個人番号導入後の情報提供（移転）依頼先		
		税（所得）	他の福祉等の適用状況	住民票情報	地方公共団体内の同一機関	地方公共団体内の他の執行機関	他の地方公共団体、行政機関等
市区町村長部局	【福祉】医療費助成 申請に基づき、所得制限を設けて、障害者、ひとり親家庭、乳幼児等に対する医療費の助成を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体等から税（所得）情報、医療給付情報の提供等を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。	○	○	○	○		○
市区町村長部局・教育委員会	【福祉】保育料、幼稚園奨励費補助金交付・減免・免除 申請に基づき、所得制限を設けて、保育料の減免、私立幼稚園の就園奨励費の交付等を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体等から住民票情報、税（所得）情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。	○	○	○	○	○	○
市区町村長部局	【福祉】日常生活用具貸与・補装具費助成 申請に基づき、所得制限を設けて、高齢者、障害者に対し日常生活用具の貸付け、補装具費の助成を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体等から税（所得）情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。	○	○	○	○	○	○

2 独自利用事務（想定事務一覧②）

※「平成26年度中に条例制定(改正)予定の番号法第9条第2項に基づく個人番号利用事務(例)」
 (内閣官房社会保障改革担当室、特定個人情報保護委員会が実施した都道府県及び市区町村等への照会の結果の概要)

執行機関名	具体的な事務内容	提供を求める情報			個人番号導入後の 情報提供(移転)依頼先		
		税 (所得)	他の福祉 等の適用 状況	住民票 情報	地方公共 団体内の 同一機関	地方公共 団体内の 他の執行 機関	他の地方 公共団 体、行政 機関等
市区町村長部局	【福祉】住宅改修費(バリアフリー化改修費等)助成 申請に基づき、所得制限を設けて又は所得等に応じた助成率を定め、高齢者、障害者に対し住宅改修費の助成を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体等から住民票情報、税(所得)情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。	○	○	○	○		○
市区町村長部局 ・教育委員会	【その他社会保障】奨学資金貸与 申請に基づき、所得制限を設けて、就学困難者に対し奨学資金の貸与を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体等から住民票情報、税(所得)情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。	○		○	○	○	○
市区町村長部局 ・教育委員会	【その他社会保障】就学援助 申請に基づき、所得制限を設けて、児童生徒の保護者に対し就学援助の給付を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体等から住民票情報、税(所得)情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。	○	○	○	○	○	○
市区町村長部局	【福祉】緊急通報システム機器貸与 申請に基づき、所得制限を設けて、高齢者、障害者に対し緊急通報システム機器の貸与を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体等から住民票情報、税(所得)情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。	○	○	○	○		○
市区町村長部局	【福祉】交通費助成 申請に基づき、所得制限を設けて、高齢者、障害者に対し交通費(福祉タクシーの利用等)の助成を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体等から住民票情報、税(所得)情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。	○	○	○	○		○
市区町村長部局	【保健】不妊治療費助成 申請に基づき、所得制限を設けて、不妊治療を受ける夫婦に対し特定(一般)不妊治療費助成金の給付を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体等から住民票情報、税(所得)情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。	○		○	○		○
市区町村長部局	【税】市(区町村)税条例に基づく減免事務 申請に基づき、納税が困難な方の納税額の減免を実施。 番号制度導入後は、同一機関内又は他の地方公共団体等から税(所得)、他の福祉等の適用状況、住民票情報の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。	○	○	○	○		○

2 独自利用事務（想定事務一覧③）

※内閣官房社会保障改革担当室、特定個人情報保護委員会が実施した都道府県及び市区町村等への照会（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項に基づく個人番号利用事務について（照会）」）のうち、都道府県知事部局の回答を抽出して作成。（住民制度課作成）

執行機関名	具体的な事務内容	提供を求める情報			個人番号導入後の 情報提供（移転）依頼先		
		税 （所得）	他の福祉 等の適用 状況	住民票 情報	地方公共 団体内の 同一機関	地方公共 団体内の 他の執行 機関	他の地方 公共団 体、行政 機関等
都道府県知事部局	<p>【福祉】 肝炎医療費助成事務 申請に基づき、所得制限を設けて、肝炎治療に係る費用の助成を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体等から税（所得）情報、住民票（世帯）情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。</p>	○		○	○		○
都道府県知事部局	<p>【福祉】 療育手帳交付事務 申請に基づき、療育手帳の交付等を行う。 番号制度導入後は、同一機関や他の執行機関、又は他の地方公共団体等から住民票情報、税（所得）情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。</p>	○	○	○	○	○	○
都道府県知事部局	<p>【福祉】 介護支援専門員登録事務 申請に基づき、介護支援専門員の登録及び証の交付等を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体、法務局等から住所情報や成年後見登記情報、死亡情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。</p>			○	○		○
都道府県知事部局	<p>【福祉】 特定疾患治療研究事業実施要綱による医療の給付等に関する事務 申請に基づき、所得制限を設けて、月額自己負担限度額の設定を行う。 番号制度導入後は、他の地方公共団体等から税（所得）情報、住民票（世帯）情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。</p>	○		○			○
都道府県知事部局	<p>【福祉】 不妊治療費助成事務 申請に基づき、所得制限を設けて、不妊治療費の助成を行う。 番号制度導入後は、他の地方公共団体等から税（所得）情報、住民票（世帯）情報、戸籍情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。</p>	○		○			○

（注）「提供を求める情報」及び「個人番号導入後の情報提供（移転）依頼先」の欄にある○は、類似の回答（事務）において概ね該当があったものを記入しており、必ずしも全ての回答において該当があったことを意味するものではありません。

2 独自利用事務（想定事務のフロー①）

（例）保育料・幼稚園奨励費補助金交付・減免・免除

1. 事務の内容

申請に基づき、所得制限を設けて、保育料の減免、私立幼稚園の就園奨励費の交付等を行う。

2. 提供を求める情報

税（所得）情報、住民票情報、及び他の福祉等の適用状況

3. 情報提供依頼先

庁内機関、他の地方公共団体

4. 事務フロー（現状）

【現状】

窓口で
申請書受理

※申請時に必要な書類
保育料・幼稚園奨励費補助金交付・減免・免除申請書
(必要な場合あり)世帯の住民票、所得・課税証明書

(必要に応じて)
関係課・機関への
情報照会

※申請内容の照合、審査で必要となる情報がある場合、関係課・機関に対して情報照会を行う。

審査

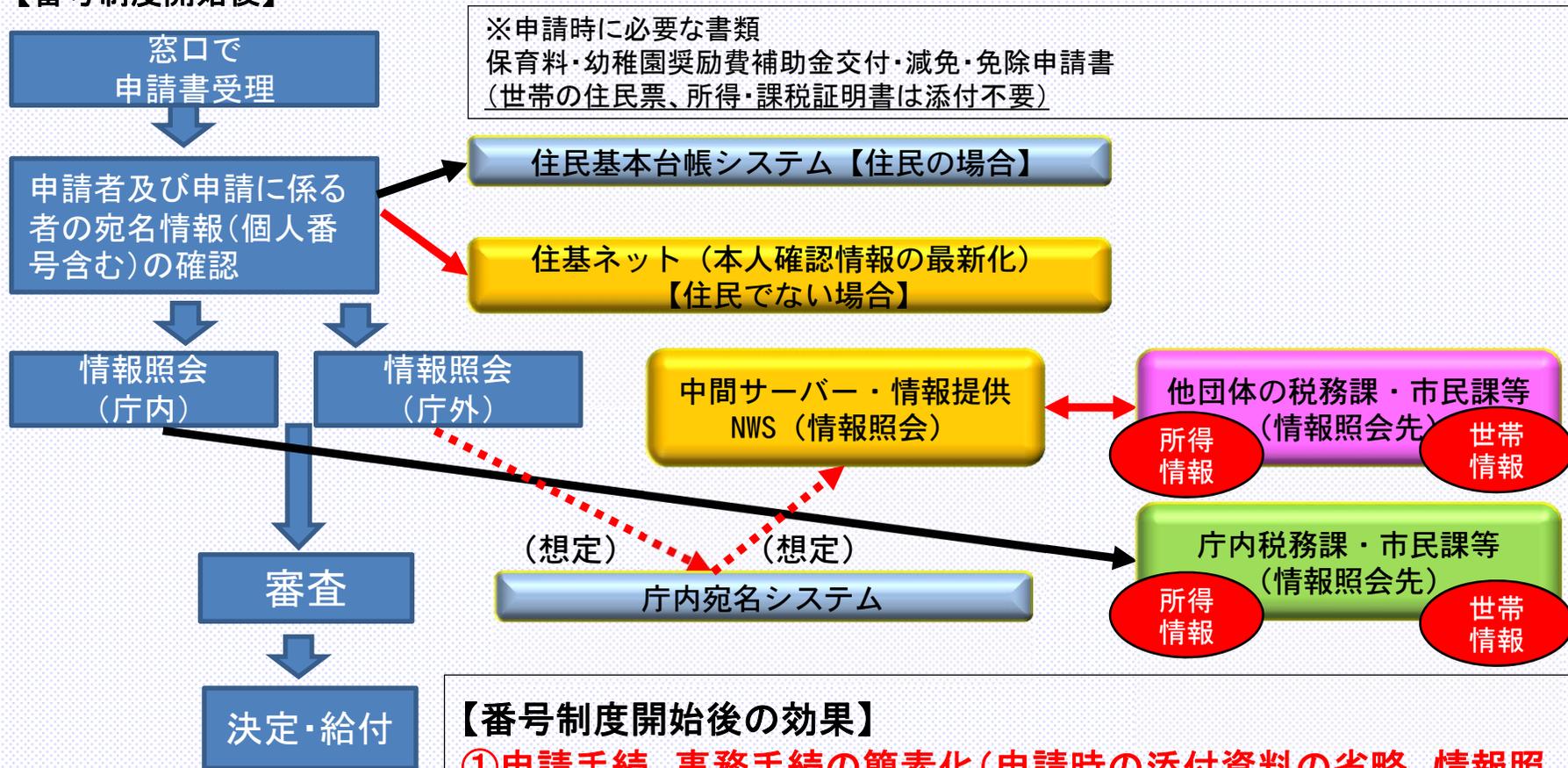
決定・給付

2 独自利用事務（想定事務のフロー②）

（例）保育料・幼稚園奨励費補助金交付・減免・免除

5. 事務フロー（番号制度開始後）

【番号制度開始後】



2 独自利用事務（検討すべき課題）

①庁外連携に際して提供を求める情報の整理

独自利用事務ごとに提供を求める特定個人情報を整理し、当該情報が情報提供ネットワークシステムを通じた接受が可能かどうか検討が必要。

②システム面での対応

独自利用事務について、庁外機関との連携を行う場合には、中間サーバー、情報提供ネットワークシステムを利用して特定個人情報の接受を行うことも想定されるため、システム面での対応が必要な場合には各開発主体との調整が必要。

③特定個人情報保護委員会規則の制定

独自利用事務について、庁外連携を行うためには、事前に特定個人情報保護委員会規則の制定が必要。庁外連携をしようとする事務について、どのような事務を対象とするか、また当該事務について、番号法の規定に照らし、規則に定めることの可否については、同委員会において検討されるものである。

番号法第9条第2項及び第19条第9号の条例について①

(※内閣官房社会保障改革担当室作成資料から抜粋)

I 第9条第2項の条例①

趣旨

- 番号法第9条においては、個人番号の利用範囲を原則として以下の①から③までと規定している。ⁱ
 - ① 番号法別表第一に掲げる主体が、同表に掲げる事務において利用する場合（第1項）
 - ② 地方公共団体が、条例で定める事務ⁱⁱにおいて利用する場合（第2項）
 - ③ 個人番号関係事務実施者が、個人番号関係事務において利用する場合（第3項）
 - i) このほか、災害時における特例等の例外的な利用が認められている（第4項・第5項）
 - ii) 福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務に限る。
- このため、以下の①②の場合には、地方公共団体は番号法第9条第2項に基づき条例を定める必要がある。
 - ① 番号法別表第一に掲げられていない事務において個人番号を利用する場合（**独自利用**）
 - ② 同一機関内で特定個人情報の授受を行う場合（**庁内連携**）

- ✓ 庁内連携においては、宛名番号を利用した庁内システムによる個人情報の授受も想定される。
- ✓ この場合、個人情報の授受においては宛名番号が使用されるものの、個人情報を渡した先において個人番号と紐付き利用される場合には、機関として考えれば、特定個人情報の利用と考えられるため、番号法第9条第2項に基づく条例の制定が必要となる。

スケジュール

- 番号法第9条第2項に基づく条例については、実際に独自利用、庁内連携が行われるまでに整備されている必要がある。
- 番号法第9条第2項の施行期日（平成28年1月を予定）から独自利用等を行う場合には、既存データベースと個人番号との初期突号等の準備を行うために対象となる事務を明らかにしておく必要があることから、個人番号の付番（平成27年10月を予定）までに条例を整備しておくことが望ましいと考えられる。（ただし、施行は第9条第2項の施行期日と合わせる必要がある。）

番号法第9条第2項及び第19条第9号の条例について②

(※内閣官房社会保障改革担当室作成資料から抜粋)

I 第9条第2項の条例②

➤ 番号法第9条第2項に基づく条例のイメージは、以下のとおり。

- ① 独自利用
- ②-1 番号法に定められた利用事務の処理のための庁内連携
- ②-2 ①で定められた独自利用事務の処理のための庁内連携

※市を例とするもの。

イメージ

- ① 別表第一の上欄に掲げる機関は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。
- ②-1 市長又は市教育委員会は、番号法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- ②-2 別表第二の上欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であって当該機関の保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

別表第一

機 関	事 務
一 市長	〇〇費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
二 市教育委員会	▲▲料徴収条例による▲▲料の減免に関する事務であって規則で定めるもの

別表第二

機 関	事 務	特定個人情報
一 市長	〇〇費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
二 市教育委員会	▲▲料徴収条例による▲▲料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの

番号法第9条第2項及び第19条第9号の条例について③

(※内閣官房社会保障改革担当室作成資料から抜粋)

Ⅱ 第19条第9号の条例

趣旨

- 番号法においては、同一地方公共団体内部であっても、他の機関へ特定個人情報を提供することは、特定個人情報の提供として制限されることとなる。
- 一方で、情報提供ネットワークシステムによる情報連携では、事務処理の効率性を阻害される恐れもあることから、第19条第9号において、条例で定めることにより、特定個人情報の提供を認めるものである。

スケジュール

- 番号法第19条第9号に基づく条例については、実際に特定個人情報の提供が行われるまでに整備されている必要がある。
- 情報提供ネットワークシステムによる情報連携の開始(平成29年7月を予定)と合わせることも考えられるが、それ以前から、番号法第19条第9号に基づき、地方公共団体内部において既存システム等により特定個人情報の提供を行うことを妨げるものではない。(ただし、個人番号の利用は平成28年1月(予定)からであり、個人番号利用事務のために情報連携を行う場合は、これ以降とする必要がある。)

※市を例とするもの。

イメージ

- 番号法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第三の第一欄に掲げる機関が、同表の第三欄に掲げる者に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第三欄に掲げる者が当該特定個人情報を提供するときとする。

別表第三

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
一 市教育委員会	▲▲料徴収条例による▲▲料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの

地方公共団体での条例による独自利用事務に係る関連規定①

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)

(定義)

第二条

14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者をいう。第二十七条及び附則第二条において同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。

(利用範囲)

第九条

別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

地方公共団体での条例による独自利用事務に係る関連規定②

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条

何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一～六 (略)

七 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

八 (略)

九 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

十～十三 (略)

十四 その他これらに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定めるとき。

(特定個人情報の提供)

第二十二條

情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

2 (略)

地方公共団体での条例による独自利用事務に係る関連規定③

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

○住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)

(都道府県の条例による本人確認情報の提供)

第三十条の十三

都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。以下この条において同じ。）を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

2 都道府県知事は、他の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関が番号利用法第九条第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

3 都道府県知事は、他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから他の都道府県の都道府県知事を経て条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。